平成２７年（フ）第４６６号
静岡県浜松市東区半田山５丁目32番10号　ハイカムール半田Ａ102
債務者　前嶋　希美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４７２号
静岡県浜松市南区若林町1574番地の２　Ｌａ　Ｃａｓａ　Ｓ201、前住所静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目19番23号　レイクビレッジⅢ102
債務者　影山　　潤
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２７号
長崎県南島原市有家町久保222番地１　隈田ハイツ104号
債務者　宮崎　ヤヱ
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前11時
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２７年（フ）第５６号
長崎県佐世保市白岳町２番地14　ラフロイグ白岳203号、前住所長崎県佐世保市天神２丁目228番地
債務者　平野　力也
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
長崎県北松浦郡佐々町須崎免501番地14　角床ハイツ302号、前住所長崎県佐世保市十郎新町８番１号　（Ｂ４―504号）
債務者　本間　幸介
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１３７号
長崎県佐世保市有福町4174番地12、前住所長崎県佐世保市有福町536番地17　スカイハイツ有福207号
債務者　須藤　　輝
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第９４号
栃木県佐野市奈良渕町331番地　奈良渕市営住宅14―401、前住所栃木県佐野市堀米町3936番地13　広栄ハイツＮＯ３　201号室
債務者　髙橋美代子
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２７年（フ）第１８２号
愛知県豊橋市下地町字横山60番地（106）、従前の住所愛知県豊橋市草間町字郷西77番地（Ａ―204）
債務者　重久　由香（旧姓塩野谷）
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月18日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２１０号
愛知県豊橋市賀茂町字大養治66番地
債務者　石田　由美
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月18日午前11時
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第６６２号
横浜市金沢区富岡東１丁目15番14号　ビューカクタス102
債務者　木村　清香（旧姓吉住）
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８４２号
東京都町田市小山町1595番地１レオパレスフリージア203
債務者　伊藤　信一
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６００号
横浜市金沢区富岡西２丁目48番12号
債務者　久保田江梨花
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３８号
横浜市港北区高田東３丁目28番９号　メゾン高田101
債務者　大木　　基
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７７５号
神奈川県大和市中央２丁目２番７号　ひばり荘102
債務者　アンテノール　ジェニファー　サンチェス
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部